

## 第5章 公安情勢

### 右翼等

#### 抗議活動

右翼は、領土問題や歴史認識問題等の諸問題を捉え、街頭宣伝活動を始めとする抗議活動に取り組みました。

中国をめぐるっては、同国公船が尖閣諸島周辺の領海に侵入していることを捉え、「一刻も早く中国との国交を断絶し、尖閣諸島を守り国家主権を取り戻さなければならない」などと主張しました。

韓国をめぐるっては、いわゆる従軍慰安婦等の歴史認識問題を捉え、「従軍慰安婦は韓国の嘘と捏造で作られ出されたものであり、このような韓国とは国交を断絶すべきである」などと主張しました。

北朝鮮をめぐるっては、拉致問題を捉え、「全て北朝鮮が行った犯罪行為である」などと批判しました。

そのほか、朝日新聞が、過去の慰安婦報道を検証した特集記事を掲載したことや、朝日新聞社社長が、慰安婦報道の検証記事について記者会見したことを捉えて、「朝日新聞は悪意ある誤報を流し続け、日本の国益を大きく損なわせた」などと批判しました。

右翼は、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執拗<sup>よう</sup>に行うものとみられ、その過程で、政党要人、政府機関、外国公館、報道機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがあります。



抗議行動を行う右翼団体（2月、島根）

#### 街頭宣伝活動

一部の右翼は、企業等に対して「糾弾活動」と称し、街頭宣伝車を用いて大音量で執拗な街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害しています。

平成26年中、「糾弾街頭宣伝活動」の対象となった企業は約170社に上っています。

一部の右翼は、今後も市民生活の平穏を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、取締りや仮処分命令を免れるため、名指しを避けて企業糾弾を行うなど、活動方法を一層巧妙化させるものとみられます。



街頭宣伝活動を行う右翼団体（8月、東京）

## 違法行為の検挙

### ■ テロ等重大事件の未然防止に向けた違法行為の検挙

26年中、「テロ、ゲリラ」事件の発生はみられませんでした。河野洋平元衆議院議長宅前において、抗議文を所持した男が、折り畳み式ナイフで自らの手首を切った銃砲刀剣類所持等取締法違反事件（5月、神奈川）が発生しました。

また、警察は、右翼によるテロ等重大事件を未然に防止するため、各種情報の収集・分析を推進し、拳銃等の銃器摘発に努めた結果、右翼及びその周辺者から**拳銃14丁**を押収しました。



街頭宣伝活動に対する取締り（1月、滋賀）

### ■ 右翼による違法行為の取締り

26年中の**右翼による違法行為（右翼関係事件）**の検挙件数・人員は、**1,588件1,654人**でしたが、これらの検挙事件のうち、**資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の悪質な犯罪**の検挙は240件291人に上り、道路交通法違反を除く全検挙件数（627件）の**約38%**を占めました。



街頭宣伝活動に対する取締り（1月、滋賀）

また、市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、名誉毀損罪等により21件27人を検挙しました。

警察では、右翼による違法行為に対し、引き続き徹底した取締りを行うこととしています。

## 第5章 公安情勢

### 右派系市民グループをめぐる動向

#### ■ 右派系市民グループをめぐる情勢

26年中、「在日特権を許さない市民の会」（以下「在特会」という。）を始め、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えた徒歩デモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国における徒歩デモは約120件に及びました。

また、右派系市民グループの活動に対して抗議する勢力（以下「反対勢力」という。）が、一部の参加者による過激な言動を、「ヘイトスピーチ」であると批判するなどして、抗議行動に取り組みました。

いわゆるヘイトスピーチをめぐるのは、国連において7月24日に自由権規約委員会が、8月29日には人種差別撤廃委員会が、それぞれいわゆるヘイトスピーチに言及する最終見解を公表し、国内においても、国会や各政党で審議や検討が行われ、各種メディアで報道されるなど注目を集めました。



反対勢力の抗議街宣（9月、東京）



右派系市民グループのデモ行進（8月、東京）

右派系市民グループは、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、徒歩デモ等により自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対勢力とのトラブルから生じる違法行為の発生が懸念されるほか、外国公館等に対する抗議行動を継続するものとみられます。

#### ■ 違法行為の取締り

警察は、右派系市民グループと反対勢力とのトラブルから生じる違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じています。

5月に埼玉県内で行われた取組の際には、デモの取組の前に在特会会員と反対勢力の男が相互に暴行を加え、**双方を暴行罪で逮捕**しました。

また、8月に都内の路上において在特会会員らが反対勢力に対して暴行を加え、10月、同会会員ら**5人を傷害罪で逮捕**しました。

警察は、引き続き、違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき厳正に対処していくこととしています。